

志摩市犯罪被害者等支援条例（案）に関する意見募集の結果について

1 意見募集期間

令和3年11月8日（月）から令和3年12月7日（火）まで

2 意見提出者数及び意見数

- ・意見提出者数： 3人
- ・意見提出件数： 16件

3 意見及び市の考え方

志摩市パブリックコメント実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

今回いただいたご意見を参考に、志摩市議会に上程する志摩市犯罪被害者等支援条例（案）を作成します。

なお、説明におきましては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）を「基本法」、同法第8条の規定による令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする第4次犯罪被害者等基本計画を「政府基本計画」と表記します。

No.	項目	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方
1	第1条 （目的）	「犯罪被害者等の権利及び利益を守る」ことが明記されていません。犯罪被害者等支援は権利の問題です。この文言は必要だと思います。	基本法第1条では「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする」と規定されていますが、本条例（案）は基本法第5条の規定による地方公共団体の責務について定めるものであることから、犯罪被害者等の支援等について規定しています。

No.	項目	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方
2	第2条 (定義)	二次的被害は二次被害に訂正されたほうがいいと思います。三重県の条例は二次被害になっていますし、最近制定されている条例は二次被害と表現されている条例が増えてきています。	基本法前文では「副次的な被害」と表記され、また、政府基本計画では「二次的被害」は使用されていますが、「二次被害」は使用されていないことから、本条例(案)では政府基本計画の「二次的被害」を使用しています。 なお、政府基本計画の策定にあたって、「二次的被害」と「二次被害」の使用を検討している資料を警察庁が公表していますが、最終的に「二次的被害」となっています。
3	第2条 (定義)	再被害も必要だと思います。繰り返される犯罪(DVやストーカー等)では再被害の防止が優先される支援の一つです。県条例にも再被害がありますので、揃えられた方がいいと思います。	本条例(案)では「再被害」は定義しておりませんが、基本法及び政府基本計画における地方公共団体の責務としての犯罪被害者等の支援等につきましては、再被害の防止を前提に実施されるものと考えています。 また、「再被害」を定義している三重県犯罪被害者支援条例(平成31年三重県条例第3号)における「再被害」の使用箇所につきましては、本条例(案)の支援等が意図する内容と差異はないと考えます。
4	第3条 (基本理念)	「平穏な生活を取り戻す」ことが被害からの回復の最優先事項になりますので、文言として入れておいていただければと思います。	基本法第3条の基本理念に基づき、本条例(案)第3条第3項を「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく行わなければならない。」に修正します。

No.	項目	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方
5	第3条 (基本理念)	「二次被害が及ばないように、できる限りの必要な措置を講じなければならない。」など、まずは二次被害を防ぐための文言があってほしいと思います。	本条例(案)第3条の基本理念は、基本法第3条の基本理念に基づいて規定していますので、「まずは二次的被害を防ぐ」旨の文言は含んでいません。 市は、基本法及び政府基本計画に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の事情に応じて適切に施策を実施します。
6	第4条 (市の責務)	2の「体制の整備に努めるものとする」は、「体制の整備を行う」とはなりませんでしょうか。	市は、基本法及び政府基本計画に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の事情に応じて適切に施策を実施します。 政府基本計画の記載のとおり、単一の関係機関・団体等の取組による支援には限界があり、相互に連携・協力する体制を構築する必要があることから、「体制の整備に努める」と規定しています。
7	第5条 (市民及び事業者の責務)	子どもの所属機関に対応する文言が必要ではないでしょうか。例えば、「犯罪被害者等が所属する機関は、」というようなことです。もしくは、(定義)の(3)に、「保育・教育機関」を明記するのはいかがでしょうか。	本条例(案)は基本法に基づいて作成していますので、「子どもの所属機関」に対応する文言は含んでいませんが、所属機関によって、「市」「市民及び事業者」に含まれることとなります。 市は、基本法及び政府基本計画に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の事情に応じて適切に施策を実施します。

No.	項目	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方
8	第6条 (相談の機会及び情報の提供等)	「相談に応じ」とありますが、「相談に応じまたは支援を申し出るなどし、必要な～」というのでしょうか。相談を思いつかない人がいると思うからです。	本条例(案)第6条は、基本法第11条に基づいて、「相談に応じ」と規定しています。 市は、基本法及び政府基本計画に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の事情に応じて適切に施策を実施します。
9	第8条 (日常生活の支援)	市が必要な支援を行うとなっておりますが「支援が必要な場合に適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行う」ではいかがでしょうか。	市は、基本法及び政府基本計画に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の事情に応じて適切に施策を実施します。 適切なサービスの提供は市単独では困難で、関係機関等との役割分担となる可能性もあることから、本条例(案)のような記載としています。
10	第8条 (日常生活の支援)	日常生活を営むための支援とは具体的にどういった支援でしょうか。	現時点で、日常生活の支援に関する助成として、家事援助を事業者から受けるために要した費用に対する助成(家事援助助成金)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による一時保育の利用に要した費用に対する助成(一時保育助成金)を検討しています。
11	第9条 (居住の安定)	「市営住宅への入居」とあります。被害者がその地で暮らしたいと考えた時に対応しきれものなんでしょうか。対応しきれず、転校や転勤、転職などの不利益が出ないか心配です。「市営住宅等への入居」とするのはいかがでしょうか。	本条例(案)第9条は、基本法第16条に基づいて規定しており、市は市営住宅以外には入居における特別の配慮ができないことから、「市営住宅等への入居における特別な配慮」とは規定できません。

No.	項目	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方
1 2	全般	<p>いくつか足りない項目があるような気がします。一つ目は安全の確保（再被害、二次被害の防止）と個人情報の適切な取り扱いです。二つ目は学校における教育の促進です。性暴力の被害者も若年化しています。学校内で犯罪が起きることもありますので、学校における教育の促進は必須だと思いますし、子供を持つ親としては是非入れていただきたいと思えます。三つめは民間団体に協力してもらう必要があると思います。四つ目は人材の育成です。犯罪被害者の方たちに接するためにはたくさんの勉強が必要だと思います。そのような人材が志摩市にいれば安心して相談できます。</p>	<p>市は、基本法及び政府基本計画に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の事情に応じて適切に施策を実施します。</p> <p>「安全の確保」は基本法第15条に規定されていますが、本条例（案）では個別に規定せず、基本法及び政府基本計画のほか、本条例（案）全体及び関係機関等との役割分担の中で対応することとします。個人情報の適切な管理は、本条例（案）第12条に規定しています。</p> <p>「学校における教育の促進」は基本法では個別に規定されていませんので本条例（案）でも個別に規定しませんが、基本法第20条に「教育活動を通じて国民の理解を深める」旨が規定されていることから、基本法及び政府基本計画に基づいて対応します。</p> <p>「民間団体の協力」は基本法第22条に規定されていますが、本条例（案）では個別に規定せず、基本法及び政府基本計画のほか、本条例（案）全体及び関係機関等との役割分担の中で対応します。</p> <p>「人材の育成」は基本法では個別に規定されていませんので本条例（案）でも個別に規定しませんが、基本法第19条に人材育成に関する旨が規定されていることから、基本法及び政府基本計画に基づいて対応することとします。</p>

No.	項目	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方
1 3	全般	小学生にも分かりやすい文言を使ってほしいです。例えば「重んぜられるとともに」は、「守られるとともに」の方が、市の姿勢が誰にでもイメージしやすいように思います。	本条例（案）は基本法に基づいて作成していますので、多くの単語が基本法のとおりとなっています。 本条例（案）第3条は基本理念であり、基本法第5条で「地方公共団体は基本法の基本理念にのっとる」旨が規定されていることから、本条例（案）第3条の「重んぜられる」は基本法第3条の「重んぜられ」を使用しています。
1 4	全般	被害者の中でも子どもは特に自分から声を上げることが難しいと考えられます。「者」の中に含まれることは承知していますが、犯罪被害による不利益が人生の多くを占めてしまう場合もあります。子どもも守るんだということを示していただくことを切に願います。	本条例（案）は基本法に基づいて作成していますので、「子ども」に対応する規定は含んでおらず、「犯罪被害者等」に含まれることとなります。 市は、基本法及び政府基本計画に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の事情に応じて適切に施策を実施します。
1 5	全般	前例を参考にしつつ、前例にとらわれることなく、毅然とし、且つ、優しさのある、SDG s に沿った条文になりますよう、また、受け身でなくアウトリーチの姿勢が示されている条例になりますよう願います。	本条例（案）は基本法に基づいて作成していますので、「アウトリーチ」に対応する規定は含んでいません。 市は、基本法及び政府基本計画に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の事情に応じて適切に施策を実施します。
1 6	全般	伊勢市はわかりやすいパンフレットがありましたが、志摩市もそういったものを作る予定はあるのでしょうか。	作成する予定です。